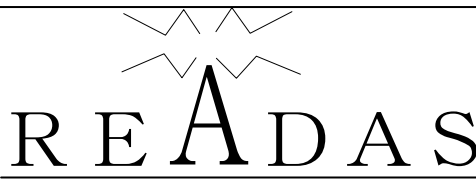


第 5178 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 3月 5日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 未分割の場合の株主議決権

**Q**：先日、父が亡くなりました。相続財産の中に株式があるのですが、遺産分割協議が整わないうちに株主総会がある場合はどのような取扱いになるのでしょうか？

**A**：次のようになります。

### 【解説】

相続財産の中に株式があって、その相続について遺産分割協議が整っていないうちに株主総会が開かれる場合のその株式の議決権の行使については、会社法で次のように定められています。

相続人が2人以上いる場合は、その株式について権利を行使する人を1人決めて、その人の名前をその会社に通知しなければ株主としての権利を行使することができない。ただし、株式会社がその権利を行使することに同意した場合は、この限りではない。

したがって、相続人のうちの誰か1人を代表として選任して、その人がすべての議決権を行使することになりますので、たとえば、各相続人が法定相続分に応じた議決権を行使するということは認められません。

なお、相続人間で代表がまとまらない場合は、一般に、相続分に応じた持分の価格の過半数で行われることとなります。

